

## OTC（一般用医薬品）と類似する医療用医薬品の保険適用除外の動きについて

### （第2報）

一般社団法人日本東洋医学会会長 三谷 和男

OTCとは、Over The Counter（カウンター越しの）の略で、カウンター越しにお薬を販売するかたちに由来しています。医師の処方箋がなくても薬局などで購入できる、かつては「市販薬」「家庭薬」「大衆薬」と呼ばれることもあった身近なお薬です（東京都薬剤師会）。これに対して、OTC類似薬の定義は今もって曖昧ですが、整理しますとOTCと成分（内容）が同一であり、かつ効能・効果も同じでありながら、一般の方がドラッグストアなどで購入できる医薬品を指します。

漢方薬に限ってお話をしますと、OTCはエキス含有成分が1/2～2/3量におさえられていました。これは、医師の判断なしに購入できるように安全性を重視した配合になっていました。ただ、最近、「満量処方」と銘打ったOTCが販売されていますが、OTCと医療用との区別ははっきりしています。有効性と安全性を医師が判断し、患者さんの状態に合わせて適切に使用されているのが、医療用です。

葛根湯を例にとりますと、医療用の葛根湯の効能・効果は「感冒、鼻かぜ、熱性疾患の初期、炎症性疾患（結膜炎、角膜炎、中耳炎、扁桃腺炎、乳腺炎、リンパ腺炎）、肩こり、上半身の神経痛、じんましん等」であるのに対し、OTCの葛根湯は「感冒の初期（汗をかいていないもの）、鼻かぜ、鼻炎、頭痛、肩こり、筋肉痛、手や肩の痛み」となっており、「類似」していますが、同一の効能・効果とはいえません。さらに、「医師の処方箋」イコール「医師の判断」ですので、「効果を最大限に活かすには、葛根湯をどのような場面で、どう服用するか？」の指示を医師から受けて初めて葛根湯を有効に活かすことができるわけです。

先の2025年1月27日に行われた衆議院の代表質問における日本維新の会・前原誠司議員のご質問「医療費削減の観点から、OTC（一般用医薬品）と類似する医療用医薬品を保険適用から除外すべき」に対する日本東洋医学会としての姿勢としては、まず「OTC医薬品」と「医療用医薬品」の区別を学会の先生方がまず正確に認識すること、いかに「医師の判断」が漢方薬を最大限有効に活かす上で重要かという理解がカギであることを2月23日の理事会で確認しました。

「先生、漢方薬が健康保険から外れるの？」と多くの方々からご質問をいただきましたが、私たちは冷静に、かつ問題のありどころを見据えて進んでいきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。

日本東洋医学会では、「医療用漢方製剤の保険適用」がこれまで通り行われるよう、継続的な取り組みを行ってまいります。